

清真学園同窓会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は清真学園同窓会と称する。

第2条 (所在地)

本会は事務局を清真学園高等学校・中学校内に置く。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図るとともに母校の発展を助成し、併せて在校生に対する激励を行うことを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 名簿の整備・管理
- (2) 会報、メールおよびホームページ等による情報発信
- (3) 「会員の集い」等のイベント開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第5条 (会員)

本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 清真学園高等学校卒業生およびこれに準ずる者で役員会の認めた者
- (2) 特別会員 現旧教職員および本会より推挙された者

第6条 (会員氏名等の届出)

会員は名簿情報に変更が生じた際には、速やかに事務局へ届け出るものとする。

第3章 役 員

第7条 (役員の種類および定数)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 会計監査 | 2 名 |
| (4) 参 与 | 校 長 |
| (5) 幹 事 | 10 名以内 |

第8条 (顧問)

本会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

第9条 (役員選任)

役員を選出はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、第24条に定める役員選考委員会が正会員のなかから推挙した者について、代議員会の承認を受ける。
- (2) 副会長は、正会員のなかから会長が指名し、代議員会の承認を受ける。

(3) 会計監査は、第 24 条に定める役員選考委員会が正会員のなかから推挙した者について、代議員会の承認を受ける。

(4) 幹事は、正会員のなかから会長が指名し、代議員会の承認を受ける。

第 10 条 (役員)の職務)

1. 役員)の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

(3) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を代議員会に報告する。

(4) 幹事は、本会の庶務、名簿管理、会計、広報、その他諸般の会務を掌る。

2. 第 7 条に定める役員は、すべての会議に参加できる。

第 11 条 (任期)

1. 役員)の任期はそれぞれ 3 年とし、重任を妨げない。

2. 補充により選任された役員)の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 代議員

第 12 条 (代議員)の定数)

1. 本会に各期の正会員より 2 名の代議員を置く。

2. 代議員が会長に就任した場合は、会長は代議員を辞し、その期から新たな代議員を選出する。

第 13 条 (代議員)の職務)

1. 代議員は、各期の正会員の動向を把握し、本会の運営に関与する。

2. 各期の正会員による本会に関する合理的意見を認識した場合は、代議員会にできる限り反映させるように努める。

第 14 条 (任期)

1. 代議員)の任期はそれぞれ 3 年とし、重任を妨げない。

2. 補充により選任された代議員)の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 15 条 (会議)の種別)

会議は、総会、役員会および代議員会とする。

第 16 条 (招集)および議長)

会議はすべて、適宜の方法により会長が招集し、議長は会長とする。

第 17 条 (総会)

総会は、本会の会員をもって構成し、3 年毎に代議員の選任について決議する。

第 18 条 (役員会)

役員会は、第 7 条に定める役員をもって構成し、実務的運営について協議・処理する。

第 19 条 (代議員会)

1. 代議員会は、代議員をもって構成し、議決機関として年 1 回開催し、次の事項を審議・決定する。

(1) 事業計画および予算、事業報告および決算に関する事項

(2) 同窓会の活動方針に関する事項

(3) 役員を選任に関する事項

(4) 会則の改定

(5) その他重要な事項

2. 代議員会の成立の定数は、代議員数の 1/3 以上とする。ただし委任状を認める。

第 20 条 (決議)

1. 会議は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決める。

2. 会長が必要と認めたときは臨時に会議を開くことができる。

第 21 条 (議事録)

会議の議事については、その議事録を作成し、少なくとも 10 年間保存するものとする。

第 6 章 会 計

第 22 条 (経費)

1. 本会の経費は、正会員の入会金および会費、その他をもってこれに充てる。

2. 正会員は、入会金として 400 円および会費として 4,600 円を高等学校卒業時に納入するものとする。

3. 本会の会計に基本金の制度を設け、基本金は毎年の入会金をもってこれに充てる。基本金よりの支出は、代議員会の決議によるものとする。

第 23 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 委員会

第 24 条 (役員選考委員会)

会長及び会計監査の選任にあたっては、臨時に役員選考委員会を設けるものとし、副会長、参与および幹事がこの任にあたる。

第 25 条 (特別委員会)

1. 会長が必要と認めたときは、代議員会の審議を経て特別委員会を設けることができる。

2. 委員は会長が委嘱し、その任務が終わるとともに解散する。

3. 重要な事項については、代議員会の承認を得なければならない。

附 則

本会則は昭和 55 年 (1980 年) 4 月 1 日より実施する。

本会則は平成 20 年 (2008 年) 11 月 1 日より改正実施する。

本会則は令和 6 年 (2024 年) 2 月 23 日より改正実施する。